

北海道建築士事務所の監督処分基準

1 趣旨

本基準は、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号。以下「法」という。）第 26 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づく監督処分（以下「処分」という。）を行う場合の基準を定めることにより、建築士事務所の行う業務に係る不正行為等に厳正に対処し、建築士事務所の業務の適正を確保することを目的とする。

2 用語

本基準における次に掲げる用語の定義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

- (1) 「登録取消」とは、法第 26 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき行う建築士事務所登録の取消しをいう。
- (2) 「閉鎖」とは、法第 26 条第 2 項の規定に基づき行う建築士事務所の閉鎖の命令をいう。
- (3) 「戒告」とは、法第 26 条第 2 項の規定に基づき行う戒告をいう。
- (4) 「文書注意」とは、法第 26 条第 2 項の規定に基づく処分を行うに至らない不正行為等について、文書により必要な指導、助言又は勧告を行うことをいう。

3 処分等の基本方針

建築士事務所業務の適正を確保するため、建築士事務所が、法第 26 条第 1 項又は第 2 項に規定する処分事由に該当するときは、迅速かつ厳正に処分又は文書注意（以下「処分等」という。）を行うものとする。

4 処分等の基準

(1) 一般的基準

処分等の内容は、表 1 「ランク表」に掲げる処分事由に対応するランクを基本に、下記(2)及び(3)を勘案して処分等のランクを決定したうえで、表 3 「処分区分表」によって決定するものとする。

(2) 複数の処分事由に該当する場合の取扱い

イ 一の行為が二以上の処分事由（表 1 に掲げる処分事由をいう。以下同じ。）に該当する場合は、最も重い処分事由のランクに基づき処分等のランクを決定するものとする。

ロ 処分等を行うべき二以上の行為について併せて処分等を行う場合は、最も重い処分事由のランクに加重して処分等のランクを決定するものとする。

ただし、同一の処分事由に該当する複数の行為については、時間的、場所的接着性や行為態様の類似性等を勘案し、単一の行為とみなしてランクを決定することができる。

(3) 個別の事情によるランクの加重又は軽減

処分事由に該当する行為について、表 2 「個別事情による加減表」に掲げる事情があると認められるときは、同表の区分に従い、ランクを加重又は軽減することができるものとする。

(4) 過去に処分等を受けている場合の取扱い

過去に処分等の履歴のある者に対する処分等の内容は、上記(1)から(3)により今回相当とされる処分等のランクに、表 4 「過去に処分等を受けている場合の取扱表」の区分に従ってランクを加重したうえで、決定するものとする。

5 その他

(1) 処分等の保留

司法上の捜査がなされ、又は送検、起訴等がなされた場合、処分事由に該当する行為について民事訴訟が係争中であり、処分等の内容の決定に当たって当該訴訟の結果等を参酌する必要がある場合その他処分等の内容を決定できない事情がある場合には、必要な間、処分等を保留することができる。

(2) 処分事由に該当する行為があった時から長期間経過している場合の取扱い

処分事由に該当する行為が終了して5年以上経過し、その間、何ら処分事由に該当する行為を行わず、建築士事務所として適正に業務を行うなど、法令遵守の状況等が窺えるような場合は、処分等をしないことができる。

ただし、行為の性質上、発覚するのに相当の期間の経過を要するような特別な事情のある場合において、当該行為の発覚から5年以内であるときは、この限りでない。

なお、上記(1)により処分等の保留をした場合においては、当該保留に係る期間については考慮しないものとする。

附則

(1) この基準は、平成 27 年 6 月 25 日から施行する。

(2) この基準の施行日前にした行為について処分等を行う場合は、なお従前の例による。

(3) 平成 21 年 9 月 3 日に決定された「建築士事務所の監督処分の基準」は、廃止する。

附則

この基準は、平成 30 年 12 月 5 日から施行する。

備考

1 懲戒事由の説明

表1のランク表に列挙しているものの説明については、概ね次のとおりである。

(1) 建築士法違反

1. 虚偽・不正事務所登録

建築士事務所の開設者が、虚偽又は不正の事実に基づいて建築士事務所登録を受けた場合

2. 絶対的登録拒否事由に該当

建築士事務所の開設者が絶対的登録拒否事由に該当するに至った場合

3. 廃業等の届出の懈怠

廃業等の届出がなく、建築士事務所の開設者が廃業等に該当する事実が判明した場合

4. 契約締結時の書面の交付義務違反

建築士事務所の開設者が、延べ面積が三百平方メートルを超える建築物の新築等に係る設計又は工事監理契約の締結に際して、契約の内容に係る必要な事項を書面に記載し、署名又は記名押印して、建築主等の委託者又は建築士事務所の開設者である受託者に交付しなかった場合

建築士事務所の開設者が、締結した契約の内容を変更する場合において、必要な事項を書面に記載し、署名又は記名押印して、建築主等の委託者又は建築士事務所の開設者である受託者に交付しなかった場合

5. 名義貸し

建築士事務所の開設者が、業務を行う意思がないにもかかわらず、自己の名義をもって、他人に建築士事務所の業務を営ませることを許したような場合

6. 再委託の制限違反

建築士事務所の開設者が、委託を受けた設計又は工事監理業務を、建築士事務所の開設者以外の者に委託した場合、又は建築士事務所の開設者が、委託を受けた延べ面積が三百平方メートルを超える建築物の新築工事に係る設計又は工事監理業務を、それぞれ一括して他の建築士事務所の開設者に委託した場合

7. 事務所の帳簿不作成、不保存

建築士事務所の開設者が、帳簿等を作成せず、又は保存しなかった場合

8. 事務所標識非掲示

建築士事務所の開設者が、建築士事務所の標識を掲示しなかった場合

9. 業務実績等の書類の備置き、閲覧義務違反、虚偽記入

建築士事務所の開設者が、建築士事務所の業務実績、管理建築士の実務経験等を記載した書類を備え置かず、又は閲覧をさせなかった場合

10. 重要事項説明等義務違反

建築士事務所の開設者が、設計又は工事監理を受ける際、建築主に対し、管理建築士等をして、契約内容及び履行に関する事項について、書面を交付して説明をさせなかった場合

11. 業務委託等の書面の交付義務違反

建築士事務所の開設者が、建築主等から設計又は工事監理の委託を受けたにもかかわらず、必要な事項を記載した書面を建築主等の委託者に交付しなかった場合

12. 相対的登録拒否事由に該当

建築士事務所の開設者が相対的登録拒否事由に該当するに至った場合

13. 事務所変更届懈怠、虚偽報告

建築士事務所の開設者が、それぞれ定められた期間内に建築士事務所の登録事項の変更の届出をせず、又は虚偽の変更届を行った場合

14. 管理建築士が懲戒処分

管理建築士が建築士法第 10 条第 1 項の規定による懲戒処分を受けた場合

15. 所属する建築士が懲戒処分

所属建築士が建築士法第 10 条第 1 項の規定による懲戒処分を受けた場合

16. 設計又は工事監理の業務範囲の逸脱

管理建築士、所属建築士である二級建築士、木造建築士又は建築士でない者が、それぞれの業務範囲を超えて設計又は工事監理をした場合

17. 事務所閉鎖処分違反

建築士事務所の開設者又は管理建築士が、建築士事務所の閉鎖処分に違反した場合

18. 事務所報告、検査義務違反

建築士事務所の開設者あるいは管理建築士が、建築士事務所に対する報告の求めに応じず、又は検査を拒んだ場合

19. 上記以外の業務に関する不正な行為

建築士事務所の開設者がその建築士事務所の業務に関し不正な行為をした場合

表1

ランク表

						処分原因者			
						開設者	管理建築士	所属建築士	所属職員
処分事由	処分根拠		処分事由	関係条文	ランク				
建築士法違反	法第26条 第1項	第1号	1. 虚偽・不正事務所登録	23の3の①	16	○			
		第2号	2. 絶対的登録拒否事由に該当	23の4①	16	○			
		第3号	3. 廃業等の届出の懈怠	23の7	16	○			
	法第26条 第2項	第1号	4. 契約締結時の書面の交付義務違反	22の3の3①～④	4	○			
			5. 名義貸し	24の2	6	○			
			6. 再委託の制限違反	24の3	4	○			
			7. 事務所の帳簿不作成、不保存	24の4	4	○			
			8. 事務所標識非掲示	24の5	4	○			
			9. 業務実績等の書類の備置き、閲覧義務違反、虚偽記入	24の6	4	○			
			10. 重要事項説明等義務違反	24の7	4	○			
		11. 業務委託等の書面の交付義務違反	24の8①	4	○				
		第2号	12. 相対的登録拒否事由に該当	23の4②	2～16(※1)	○			
		第3号	13. 事務所変更届懈怠、虚偽報告	23の5①、②	4	○			
		第4号	14. 管理建築士が懲戒処分	10の1	1～16(※1)		○		
		第5号	15. 所属する建築士が懲戒処分	10の1	1～15(※1)			○	
		第6～8号	16. 設計及び工事監理の業務範囲の逸脱	3～3の3	6	○	○	○	○
		第9号	17. 事務所閉鎖処分違反	26②9	16	○	○		
			18. 事務所報告、検査義務違反	26の2①	4	○	○		
		第10号	19. 上記以外の業務に関する不正な行為		1～16	○			

(注)(※1)は、建築士に対して行われた懲戒処分の内容、当該懲戒処分に係る行為の当該建築士事務所の業務における位置付け等を勘案して、監督処分内容を決定する。なお、違反者が建築士でない開設者の場合は、建築士であった場合の懲戒処分を勘案して処分を決定するものとする。

表2

個別事情による加減表

項 目	内 容	加重・軽減
行為者の意識	○重大な悪意あるいは害意に基づく行為	+3ランク
	○行為を行うにつきやむを得ない事情がある場合	▲1～▲3ランク
行為の態様	○違反行為等の内容が軽微であり、情状をくむべき場合	▲1～▲3ランク
	○暴力的行為又は詐欺的行為	+3ランク
	○法違反等の状態が長期にわたる場合	+3ランク
	○常習的に行っている場合	+3ランク
是正等の対応	○速やかに法違反等の状態の解消を自主的に行った場合	▲1ランク
	○処分の対象となる事由につき自主的に申し出てきた場合	▲1ランク
社会的影響	○刑事訴追されるなど社会的影響が大きい場合	+3ランク
その他	○上記以外の特に考慮すべき事情がある場合	適宜加減

表3

処分区分表

処分等のランク	処分等の内容
1	文書注意
2	戒告
3	事務所閉鎖1月未満
4	事務所閉鎖1月
5	事務所閉鎖2月
6	事務所閉鎖3月
7	事務所閉鎖4月
8	事務所閉鎖5月
9	事務所閉鎖6月
10	事務所閉鎖7月
11	事務所閉鎖8月
12	事務所閉鎖9月
13	事務所閉鎖10月
14	事務所閉鎖11月
15	事務所閉鎖12月
16以上	登録の取消

※事務所閉鎖期間については、暦に従うものとする。

表4

過去に処分等を受けている場合の取扱表

今回相当処分等 \ 過去の処分等	文書注意 (ランク1)	戒告 (ランク2)	事務所閉鎖 (ランク3～15)	登録の取消 (ランク16以上)
文書注意 (ランク1)				
戒告 (ランク2)	+1ランク (+2ランク)	+3ランク (+4ランク)		
事務所閉鎖 (ランク3～15)				
登録の取消 (ランク16以上)	登録の取消			

()は過去の処分等の処分事由が今回の処分事由と同じ場合

- (注1) 過去の処分等の懲戒事由が今回の懲戒事由と同じ場合は、上表中の()内のランクを今回相当とされる処分等のランクに加重する。ただし、過去の懲戒事由が表1のランク6以上に該当し、今回も同表のランク6以上に該当する場合は、登録の取消を行うものとする。
- (注2) 過去の処分等が今回の懲戒事由となる行為から5年より前である場合は、上表中のランクを1ランク軽減し加重するものとする。ただし、過去の懲戒事由が表1のランク6以上に該当する場合は軽減しない。